

目 次

・ 市民環境部	市民交流課	2
・ 〃	生活環境課	3
・ 福祉保健部	高齢介護課	4
・ 〃	こども課	5
・ 産業活力部	産業支援課	7
・ 〃	観光交流課	8
・ 教育委員会	学校教育課	10
・ 〃	教育総務課	12
・ 〃	生涯学習課	14

平成 23 年度行政監査（公金外現金の取扱状況について）結果に対する措置状況等（第 2 回）

所管部課：市民環境部 市民交流課（平成 24 年度経営企画課所管分）
（平成 25 年 10 月 10 日現在）

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの 4 件 (1.18%) や、関係団体の会計規則等があるもの 25 件 (7.37%) であるが、前述の第 2 監査の概要 2 監査の対象 (1) 対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等（マニュアル）は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて</p> <p>内部チェック機能については、行政によるものが 130 件 (38.35%) で最も多く、次いで団体によるものが 64 件 (18.88%) であるが、チェック機能のないものが、118 件 (34.81%) と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.1 【市民で灯そう 10 万の光り実行委員会】</p> <p>事業開始の平成 21 年度及び翌 22 年度には、事業費に繰り入れる目的の募金を実施していましたが、取り扱いマニュアル等の制定がなされていませんでした。しかしながら、平成 23 年度以降は募金は実施しておらず、今後も募金等を行う予定はありません。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.1 【市民で灯そう 10 万の光り実行委員会】</p> <p>今後募金等を行う予定がありません。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.8【四国中央市環境保全協議会】 ご指摘の事項につきましては(ア)会計規則等(イ)内部チェック機能の制定がなされていませんでした。 これらにつきましては、平成25年6月28日付けで制定しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの 4 件 (1. 18%) や、関係団体の会計規則等があるもの 25 件 (7. 37%) であるが、前述の第 2 監査の概要 2 監査の対象 (1) 対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等 (マニュアル) は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが 130 件 (38. 35%) で最も多く、次いで団体によるものが 64 件 (18. 88%) であるが、チェック機能のないものが、118 件 (34. 81%) と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.20 【四国中央市老人クラブ連合会】 No.21 【事務管理(相続財産管理人選任申立関係分)】 No.22 【事務管理(成年後見人選任申立関係分)】 No.20 については、組織内での体制整備が整ったので、会計規則の検討を始めたところです。 No.21、No.22 については、それぞれ選任者へのスムーズな引き継ぎについて、司法書士等専門家の意見も聞きながら事務手続きや運用の検討を始めました。 【検討中】</p> <p>No.20 【四国中央市老人クラブ連合会】 内部チェック機能につきましては、行政監査報告を受け、平成 24 年 6 月の常任理事会で、3 人の副会長の内一人を組織内の事務局とし、段階的に、市職員の業務を移行することとを決定しました。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて</p> <p>内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p> <p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について</p> <p>イ 届出印の保管方法について</p> <p>届出印を鍵付機で保管しているものが148件(43.66%)であり、事務室金庫82件(24.19%)、鍵付書庫35件(10.32%)となっている。</p>	<p>No.23 【みしま児童センター運営委員会】 No.24 【放課後児童クラブ】 No.25 【幼児クラブ】 No.26 【川の江児童館放課後児童クラブ】 No.27 【川の江児童館幼児クラブ】</p> <p>出納及びチェック機能に係る基準マニュアル等の作成については、関係団体と協議検討し、改善していきたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.23 【みしま児童センター運営委員会】</p> <p>みしま児童センター運営委員会では地区社会福祉協議会・ともしび母親クラブ等からの助成金により運営をしている。</p> <p>助成金については、子どもの祭典・もちつき大会・児童健全育成事業等に充てられるものであり、児童センター所長が銀行口座を管理している。収入・支出については、領収書を添付した決算書を作成し、年度末に運営委員から選出した監事により監査を実施している。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.25 【幼児クラブ】</p> <p>幼児クラブ(みしま児童センター内)については、一幼児あたり3千円の運営費を年度初めに徴収し、地域ボランティアの自主運営で、会計係を決め、運営しており、会計監査は、保護者より2名選出し、年度末に監査を実施している。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.23 【みしま児童センター運営委員会】</p> <p>事務室内鍵つきロッカーに保管している。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

届出印の保管方法については、通帳の保管と同様大切なものであり、通常通帳と届出印は別々に保管するのが安全と考えるが、鍵なし机に届出印を保管しているものが数件見受けられた。

よって、前述のア通帳等の保管方法と同様に、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので改善・検討されたい。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p>	<p>No.35 【紙まつり実行委員会】 H26.1月会計マニュアルを作成しております。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.36【ふれあいビーチ活性化推進協議会】 No.37【伊予三島秋祭実行委員会】 No.38【みなと祭実行委員会】 No.39【四国中央磐座太鼓保存会】 No.40【カミンバ実行委員会】 No.41【コスモス感謝祭実行委員会】 No.42【土居町太鼓台運営委員会】 No.43【四国中央市物産協会】 No.44【四国中央市観光協会】 No.45【四国中央市川之江観光協会】 No.47【四国中央市新宮観光協会】 No.48【塩塚高原山焼き実行委員会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、各団体において会計規則を制定しました。 【措置済】</p> <p>No.36【ふれあいビーチ活性化推進協議会】 No.37【伊予三島秋祭実行委員会】 No.38【みなと祭実行委員会】 No.39【四国中央磐座太鼓保存会】 No.40【カミンバ実行委員会】 No.41【コスモス感謝祭実行委員会】 No.42【土居町太鼓台運営委員会】 No.43【四国中央市物産協会】 No.44【四国中央市観光協会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、各団体の会計規則を制定し、チェック機能を明確にして実施している。 【措置済】</p> <p>No.45【四国中央市川之江観光協会】 No.47【四国中央市新宮観光協会】 No.48【塩塚高原山焼き実行委員会】 No.49【ふるさと友の会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、各団体の会計規則を制定し、平成26年4月1日からチェック機能を明確にして実施予定。 【実施中】</p> <p>No.50【霧の森青空市かほり】 上記団体につきましては、現在、団体自身で事務局・会計を自主運営し、公金外現金の取り扱い</p>

	はなし。 【措置済】
--	----------------------

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.58【川之江小学校PTA会計】～ No.211【四国中央市立川之江北中学校文化体育振興会】 No.213【川之江南中学校 給食費】～ No.292【四国中央市特別支援教育育成会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 上記預かり金のほとんどのものは各小中学校、幼稚園に共通するものであるため、学校教育課で基本的な会計規則を別紙のとおり策定し、校長会、園長会等で指導します。 【措置済】</p> <p>No.119【三島小学校 学校給食費】 No.121【三島小学校トランペットクラブ】～ No.126【四国中央市特別支援教育育成会助成金(ことばの教室)】 No.133【中曽根小学校 四国中央市特別支援教育育成会助成金】 No.144【寒川小学校 給食費】 No.146【寒川小学校 卒業会計】～ No.150【寒川小学校 市特別支援教育育成会助成金】 No.158【新宮小・中学校 給食費】 No.160【新宮小・中学校 学年・学級会計】～ No.164【新宮小・中学校 市特別支援教育育成会助成金】 No.200【川之江北中学校 給食会計】～ No.211【四国中央市立川之江北中学校文化体育興会】 No.213【川之江南中学校 給食費】～ No.220【川之江南中学校 義援金・募金】 No.243【三島東中学校 学校給食会会計】～ No.248【三島東中学校 特別支援教育育成会助成金】 No.250【土居中学校 給食費】 No.253【土居中学校 図書費】 No.256【土居中学校少年自然の家体験活動費】</p>

	<p>No.257【土居中学校 四国中央市特別支援教育 育成会助成金】 No.258【川の江みなみ幼稚園 PTA会費】～ No.292【四国中央市特別支援教育育成会】 ご指摘の事項につきましては、「会計規則2ウ」で、 「通帳と印鑑の保管者を別にするなど、複数で処理する体制をとる」と明記しており、校長会、園長会等で指導の徹底を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について</p> <p>ア 通帳等の保管方法について</p> <p>通帳を事務室内金庫で保管しているものは224件(66.08%)であり、鍵付書庫41件(12.09%)、鍵付机33件(9.73%)となっている。</p> <p>通帳等の保管方法については、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象でも述べたとおり、公金外現金の取扱に関して当該市職員が私人として責任を問われるものであっても、市民から付託を受けた行政組織体として危機管理上の責任は回避できないものであり、公金に準じて取扱うことが的確であるとする。</p> <p>調書による実態からは、保管方法が何らかの形で鍵付のものは303件(89.38%)であり大半をしめている。しかし、鍵なしの場所に保管しているものが数件見受けられた。</p> <p>公金外現金の場合は、各所管課及び施設等によって保管場所等の様々な条件が通常の行政の例に拠りがたいものが大多数であるが、努めて保管に関しては鍵の掛かる金庫で行なうのが最善と考える。</p> <p>よって、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので、改善・検討されたい。</p>	<p>No.293【四国中央市学校給食会(廃油売上)】 No.294【四国中央市学校給食会(川之江地域小学校)】 No.295【四国中央市学校給食会(川之江地域中学校)】 No.296【四国中央市学校給食会(三島地域)】 No.297【四国中央市学校給食会(土居地域)】 No.298【四国中央市学校給食会(新宮地域)】</p> <p>会計規則について、公会計化を含めて四国中央市学校給食会理事会において検討中です。 【検討中】</p> <p>通帳の保管方法については、机の鍵が掛かるところに保管しています。 【措置済】</p>

<p>ウ 保管管理責任者の設置状況について</p> <p>担当が保管管理責任者のものが164件（48.38%）、所属長114件（33.63%）となっている。</p> <p>保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えますが、設置していないものが17件（5.01%）あった。</p> <p>よって、保管管理責任者を設置しリスクマネジメントの向上を望むものである。</p>	<p>保管管理については、現時点で施設責任者に委ねられており、改めて補完管理責任者の設置を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
---	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて</p> <p>内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>No.304 【放課後子ども教室(赤石フレンド教室)】</p> <p>No.305 【川の江地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.306 【金生地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.309 【上分地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.310 【金田地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.311 【川滝地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.312 【妻鳥地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.316 【松柏地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.317 【三島地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.318 【中曽根地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.319 【中之庄地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.320 【寒川地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.321 【豊岡地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.322 【嶺南地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>No.323 【新宮地区ふるさとづくり推進協議会】</p> <p>指摘事項につきましては、各協議会によって運営方法が異なる状況もあることから、規則制定に向けて調整を続けていきたい。</p> <p>チェック機能につきましては、実績実施報告書の提出後、各公民館にて館長・主事立会いで実地検査を行うなど状況の改善を図りました、今後も要綱に基づき執行状況の透明化を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p> <p>No.325 【四国中央市スポーツ推進委員協議会】</p> <p>内部チェック機能につきましては、会計処理にかかる職務権限を明確にし、複数の人員が会計業務に携わり、適正な会計処理を行っているか確認して</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>